

平成 18 年 7 月 25 日

各 位

船 井 電 機 株 式 会 社
代表者名 執行役社長 船 井 哲 良
(コード番号 6839 東証・大証第一部)
問合せ先 IR・広報部 高 中 直 幸
(T E L . 0 7 2 - 8 7 0 - 4 3 9 5)

タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分 に対する異議決定及び審査請求について

船井電機株式会社は、平成17年8月24日、大阪国税局長によるタックスヘイブン対策税制の更正処分（平成17年6月28日付）について、事実誤認や法令の解釈・適用を誤った違法な処分であることを理由として、その取り消しを求める異議申し立てをしておりますが、平成18年6月28日に当社の申し立てを棄却する異議決定書を受領いたしました。

本件更正処分は、もともと調査不十分で当該委託加工取引の実態を全く把握しないままなされたものであり、それゆえ更正処分の附記理由も事実誤認や法令の解釈・適用を誤ったものであります。そこで、当社は今回の異議申し立ての審理過程においては、当該委託加工取引の実態の理解と法令適用に必要な追加資料を提出するとともに長時間にわたる詳細な口頭説明を行い、また、不服点につき項目ごとの質問を申し入れ、審理担当官も当該項目ごとに回答をする旨約束してあります。

しかし、この度の異議棄却決定の理由は、一部の資料から原処分庁に都合の良い表面的な文言のみを取り上げて当社が説明した事実関係や不服点等を単に否定したに過ぎず、紋切り型に更正処分理由を繰り返すだけの納税者の立場を全く無視したおよそ聴く耳を持たぬ内容であり、結果として誤ったものであることが明白であります。このような更正処分と異議棄却決定の一連の対応は誠に遺憾であり、当社として到底承服できるものではありません。

従いまして、当社は、本日、大阪国税不服審判所に対し審査請求を行いましたので、お知らせいたします。

以 上